（修繕50万円以下用）

**修繕契約書**

１　修 繕 名

２　修繕場所

３　契約期間　　　　　　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

４　修繕料の金額　￥　　　　　　　　　　－

　　　うち取引に係る消費税

　　　及び地方消費税の税額　￥　　　　　　　　－

５　契約保証金　　　　　免除

　上記の修繕について，発注者と受注者とは次の条項によって修繕契約を締結し，信義に従って誠実にこれを行うものとする。

　この契約の締結を証するため本書２通を作成し，発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　年　　　月　　　日

発注者　住　所　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤１０８０

氏　名　　茨城町長　小　林　宣　夫　　　　印

受注者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第１条　受注者は，発注者の指定する職員の指示に従い契約期間内に修繕を完了させなければならない。

第２条　受注者は，修繕の全部又は一部を第三者に委任してはならない。ただし，発注者の承認を得たときは，この限りではない。

第３条　受注者は，修繕の現場代理人を定めたときは，速やかに書面をもってその氏名その他　必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更するときも同様とする。

２　現場代理人は，この契約の履行に関し，現場に常駐し修繕の運営管理，現場の取締りその他修繕に関する一切の事項を処理しなければならない。ただし，修繕の性質上又は現場代理人が修繕の現場に常駐することを要しないと発注者が認めたときは，この限りでない。

第４条　受注者は，修繕が完了したときは，遅滞なく発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，完了の通知を受けたときはその日から起算して１４日以内に受注者の立会の上修繕の完了を確認しなければならない。

第５条　受注者は，発注者の修繕完了の確認が得られたときは，代金の支払を請求することができる。

第６条　発注者は，修繕代金の請求を受けたときから起算して４０日以内に修繕代金を支払うものとする。

第７条　修繕の完了前に生じたき損，その他の損害は，すべて乙の責任とする。

第８条　修繕の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは，乙がその損害を賠償しなければならない。

第９条　修繕の施工に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者の指示に従い，受注者はその処理解決に当たるものとする。

第１０条　受注者は，発注者の確認の日から起算して１年間修繕の目的物の瑕疵を修補しなければならない。

第１１条　発注者は，必要があると認めたときは，受注者と協議のうえ，この契約を解除することができる。ただし，発注者は履行部分の修繕料を受注者に支払わねばならない。

第１２条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

(１) 期間内に契約を履行しないとき，または履行の見込みがないと認められるとき。

(２) 受注者が契約の解除を申し出たとき。

（３）受注者が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　その役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を，受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　その役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

　　エ　その役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等，直接的又は積極的に暴力団の維持，若しくは運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

　　オ　その役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　下受注契約，資材又は，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

　　キ　アからオまでのいずれかに該当する者を下受注契約，資材又は，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において，発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず，これに従わなかったとき。

(４) 前各号のほか，受注者がこの契約に違反したとき。

第１３条　この契約に定めのない事項については，必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

備考

　この契約書は，必要に応じ適宜補正して使用することができる。